

2019年6月3日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 米国、ファーウェイと関連会社を「エンティティリスト」に追加し、同社への米国製品の輸出を事実上禁止

### EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

### エグゼクティブサマリー

米国商務省の産業安全保障局(Bureau of Industry and Security、以下「BIS」)は、2019年5月16日に公表した最終規則で、Huawei Technologies Co Ltd.(以下、「ファーウェイ」)およびその米国外の関連会社68社を、同日付で米国の安全保障上の利益に反する活動に関する「エンティティリスト」に追加したことを明らかにしました<sup>1</sup>。ファーウェイとその関連会社に対する米国の管轄権の下における輸出または再輸出取引には、BISの発給する輸出許可が必要となります。かかる輸出許可は否認の想定の対象となる一方、許可例外の適用は限定されます。なお、5月16日の時点ですでにファーウェイに向けて輸送中の品目は「保留条項」の対象となり、輸出が認められます。

### 詳細

#### 背景

2019年1月28日、米国司法省は、ファーウェイと同社の孟晩舟・最高財務責任者(CFO)、および関連会社2社(Huawei Device USA Inc.とSkycom Tech Co. Ltd.)を、米国の対イラン制裁への違反、銀行詐欺、および司法妨害の罪で起訴しました。孟CFOはこれに先立ってカナダのバンクーバーで逮捕されており、米国は現在その身柄引渡し手続きを進めています。

中国本土に本社を置く世界最大の電気通信機器サプライヤーであるファーウェイは、170カ国に進出し、全世界で18万人の従業員を有します。報道によると、ファーウェイは36カ国で50以上の3Gネットワークを構築するとともに、アフリカの4Gネットワークの70%を構築しています。ファーウェイおよびその他の中国のテクノロジー企業は、新しい海底インターネットケーブルや国内データネットワークから、アフリカ大陸における何百万台もの携帯電話の販売まで、あらゆる事業に従事しています。これらの中国企業は5Gセルラー技術の開発の主導権を他のベンダーと競っており、かかる技術の進歩によって、ワイヤレスネットワークにおける通信速度と反応速度の向上、およびより多くの接続機器に係る処理能力の向上がもたらされます。今後予想される相互接続機器の遍在性や、かかる幅広い機器や設備による情報の伝送および5Gネットワークへのアクセスの方法を考えると、ファーウェイとその関連会社がエンティティリストに追加されたことは、広範な影響を及ぼす可能性があります。

### エンティティリストへのファーウェイの追加

2019年5月15日、トランプ米大統領は、情報通信技術またはサービスの脆弱性を生み出し利用しようとする外国の敵対者からの脅威に関する国家非常事態を宣言する大統領令に署名しました。同大統領令は、米国の国家安全保障または外交政策へのリスクがもたらされる場合に、あらゆる者による、あらゆる情報通信技術またはサービスの取得、輸入、移転、設定、取引または使用を禁止するというものです。米国のすべての政府機関は、同大統領令の規定を実行するため、権限の範囲内ですべての適切な措置を講じるよう指示されました<sup>2</sup>。

その後間もなくして、BISは、ファーウェイが「米国の国家安全保障および外交政策上の利益に反する」行為を行ったと結論付けるに足る相当な理由を米国政府が認定したとの理由で、ファーウェイとその関連会社68社をエンティティリストに追加しました。特にニューヨーク東部地区連邦地方裁判所に対しては、ファーウェイが「米国財務省の外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control、以下「OFAC」)の許可を取得することなく、直接および間接的に、米国からイランおよびイラン政府への物品、技術およびサービスの輸出、再輸出、販売および供給を、故意にかつ意図的に生じさせた」として、国際緊急経済権限法(International Emergency Economic Powers Act)に違反し、かつ違反を企てた13の罪で訴訟が提起されました<sup>3</sup>。またファーウェイは、「詐欺的かつ不誠実な手段」によってOFACの調査を妨害した疑いがあります。

結果としてBISは、ファーウェイおよびその関連会社への、輸出管理規則(Export Administration Regulation、以下、「EAR」)の対象となるあらゆるコモディティ、ソフトウェアまたは技術(「品目」と総称される)の輸出、再輸出、または移転(国内)について、米国の輸出者および外国の再輸出者が許可を申請するよう要求することになりました。「EAR対象」の品目には、米国にあるすべての品目、米国原産のすべての品目(所在にかかわらず)、およびデミニマスレベルを超える米国規制内容物が含まれている非米国産の品目が含まれます<sup>4</sup>。

BISは、これらの許可に「否認の想定」を課しました。これは事実上、許可の申請が認められない可能性が高く、ファーウェイはEAR対象品目を一切調達または入手できなくなると思われることを意味します。

### 今後の見通し

- ▶ ファーウェイに対する今回の措置は、とりわけファーウェイと中国が主要市場の1つとなっている米国の半導体業界に対し、重要な波及効果を及ぼすと思われます<sup>5</sup>。米国政府はZTE Corporation(以下、「ZTE」)に対して2017年3月から類似の措置を講じましたが、これに含まれていた7年間の輸出禁止措置は、2018年4月の導入の後、米中両政府間の交渉を経て、7月に解除されました<sup>6</sup>。米国政府が当該輸出禁止措置を解除した理由の1つは、米国におけるZTEの構成部品サプライヤーに悪影響が及んだことでした。
- ▶ 欧州委員会は、スパイ行為の疑いのある国の企業から提供された5G機器の使用を禁止することを現在検討中です。オーストラリアのアプローチと同様に、かかる原産国制限は、欧州の5Gネットワークの開発における事実上のファーウェイ製機器の排除を意味すると思われます。
- ▶ 日本はファーウェイを政府調達から排除しており、オーストラリアとニュージーランドはファーウェイを自国の5Gネットワークインフラの整備から排除しています。

### 企業に求められる対応

米中貿易に携わっているか、またはリスクの高まった業界(電気通信、半導体、テクノロジーなど)に属しているあらゆる企業は、ファーウェイ(および関連会社)がエンティティリストに追加されたことの潜在的な影響を識別した上で、違反の可能性を避けるべく自社の輸出コンプライアンスプログラムを強化することが奨励されます。かかる企業には、次のような即時の対応が求められます。

- ▶ 米国の輸出コンプライアンス制度の範囲が域外を含む広範囲に及ぶことを認識し、輸出管理および制裁遵守要件を適切に監視する輸出コンプライアンスプログラムを確立または強化する。
- ▶ 自社製品がEARの対象であるかどうかを判定し、製品の輸出規制品目分類番号を正確に識別することにより、製品の輸出許可要件を理解および判断する。
- ▶ ファーウェイおよびその関連会社との取引に一時的一般許可が適用可能かどうか、ならびに適用可能な場合、関連する許可条件、認証要件および記録保持要件(以下の通り)に当該取引が従っているかどうかを検討する<sup>7</sup>。
  - ▶ 2019年5月20日から2019年8月19日までの間、企業は90日間の一般許可を利用することができ、これによりEAR対象品目の輸出、再輸出または移転(国内)が一時的に認められる(パート744補足7(一時的一般許可)において当該取引が具体的に認められている場合)。一時的一般許可の対象となり得る取引の種類に含まれるものは次の通り。
 

(a)既存のネットワークおよび機器の継続的運営、(b)既存の端末のサポート、(c)サイバーセキュリティの調査および脆弱性の開示、ならびに(d)正式に認められた標準化団体による5G規格の開発のために必要とされる関与。
- ▶ かかる一時的一般許可に従った輸出、再輸出、または移転(国内)の実施に先立ち、輸出者、再輸出者、または移転者による認証書が必要となる。一時的一般許可に依拠するためには、当該輸出、再輸出、または移転(国内)が一時的一般許可の対象範囲にどのように適合しているかを認証書に明記しなければならない。輸出者、再輸出者、または移転者は、記録保持の目的において認証書を保管しなければならない。
- ▶ 取引を追跡し、禁止されている当事者との取引関係を制限する(すなわち、制限対象当事者/ブラックリストのスクリーニングを行う)ための効果的なソフトウェアを導入する。

## 巻末注

1. 連邦官報(FR)第84号22961ページ(2019年5月21日)を参照。
2. 情報通信技術およびサービスのサプライチェーンの保護に関する大統領令(Executive Order on Securing the Information and Communications Technology and Services Supply Chain) (<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/executive-order-securing-information-communications-technology-services-supply-chain/>)を参照。
3. 連邦官報(FR)第84号22961ページ(2019年5月21日)を参照。
4. 連邦規則集(CFR)第15編734.3を参照。
5. <https://www.bloomberg.com/news/articles/2019-05-17/trump-s-twin-volleys-against-huawei-have-u-s-companies-reeling>
6. <https://www.nytimes.com/2018/07/13/business/zte-ban-trump.html>
7. 連邦官報(FR)第84号23468ページ(2019年5月22日)を参照。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190603

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)